

みどり市浄化槽の清掃業に関する条例

平成18年3月27日

条例第141号

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)の規定に基づき、浄化槽清掃業の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可証の交付)

第2条 市長は、法第35条第1項の許可をしたときは、規則で定める許可証(以下「許可証」という。)を当該許可の申請者に交付するものとする。

2 許可の期限は、2年とする。

(許可証の再交付)

第3条 浄化槽清掃業者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の返納)

第4条 浄化槽清掃業者は、その許可に付された期限が到来し、浄化槽清掃業を廃止し、又はその許可を取り消されたときは許可証を、前条の規定により許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは発見した許可証を、7日以内に市長に返納しなければならない。

(許可手数料)

第5条 第2条に規定する許可又は第3条に規定する再交付を受ける者は、次の手数料を納入するものとする。

(1) 許可手数料 1件につき 5,000円

(2) 同再交付手数料 1件につき 2,500円

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の笠懸町浄化槽の清掃業に関する条例(昭和60年笠懸町条例第15号)、大間々町浄化槽の清掃業に関する条例(昭和60年大間々町条例

第17号)又は東村浄化槽清掃業に関する条例(昭和60年東村条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。